

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和8年3月27日

株式会社阪急交通社と特定家畜伝染病発生時の緊急対策に係る基本協定を締結しました

埼玉県は、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病発生時に緊急的に実施する防疫対策に備えるため、関係団体や企業と基本協定を締結しています。

このたび、株式会社阪急交通社と「口蹄疫等家畜伝染病発生時における緊急対策に関する基本協定」を締結しましたので、お知らせします。

1 協定名

口蹄疫等家畜伝染病発生時における緊急対策に関する基本協定

2 締結日

令和8年3月27日（金曜日）

3 相手方

株式会社阪急交通社

4 協定の主な内容

- (1) 家畜又は家きんの殺処分等の防疫作業を行うために必要な作業従事者の確保に関する業務
- (2) 家畜又は家きんの殺処分、清掃及び消毒等農場での防疫措置に関する業務

※ 参考：県がこれまでに同様の基本協定を締結した関係団体及び企業

(締結年月日順)

- ・ 埼玉県動物薬品器材協会 医薬品、消毒薬等の優先供給
- ・ (一社)埼玉県ペストコントロール協会 消毒ポイントの運営
- ・ (一社)埼玉県トラック協会 防疫資材の輸送
- ・ (一社)埼玉県建設業協会 処分畜等の運搬、埋却等
- ・ (株)カインズ 防疫資材の優先供給
- ・ 名鉄観光サービス (株) 作業従事者の輸送等
- ・ (一社)埼玉県警備業協会 発生農場周辺の移動規制
- ・ 埼玉県農業協同組合中央会 緊急対策業務に必要な物資の優先提供等